

静岡空港 立ち木問題

工事完成延期申請へ

29日に 知事説明 滑走路を暫定短縮

静岡空港西側の私有地に航空法の制限を超える高さの立ち木が存在する問題で、県は二千五百メートルで整備した滑走路を暫定的に短縮し、そのための工事に伴って、国の空港設置許可の工事完成予定期日(十一月一日)の変更を国に申請する方針であることが二十一日、分かった。県議会は同日、議会運営委員会を開き、石川嘉延知事が立ち木問題の対応策を説明するために開催を求めた全員協議会を二十九日に開くことを決めた。



立ち木は滑走路西端から約千四百メートル先の収刈対象外だった土地に、四十五本が残っている。離着陸する航空機の安全確保のため、建築物や樹木の高さが超えてはならないとされる「制限表面」を上回るため、国土交通省の完成検査を受ける上で障害となっている。県は地権者と交渉を続けてきたが、合意が得られず、除去のめどは立っていない。

完成予定期日が迫る中、県は立ち木が除去されない場合、開港に必要な国交省の完成検査をクリアするための対応策を「したまま開港するには、限表面を下回るようにす

立ち木と滑走路先端との距離を広げることで、制限表面の長さの短縮は避けられない」と検討してきた。

この結果、立ち木を残したまま開港するには、限表面を下回るようにす

ないとの結論に達したとみられる。滑走路を短縮すれば、滑走路に設置されている灯火の移動などの工事が必要になり、当初の完成予定期日の延期も必要になってくる。

滑走路の短縮幅や、完成期日の延期幅など具体的内容については、石川知事が全協の場で明らかにするとみられる。

立ち木問題 早期解決を

西松日航社長

日本航空の西松通社長は二十一日の定例会見で、静岡空港西側の私有地に航空法の制限を超える立ち木が存在する問題について、「(立ち木問題の)話があることは聞いています。(予定通り来年)三月に開港してほしいし、それに向けて飛行機や乗員の手当てをしてきている」と述べ、迅速な問題解決を求めた。

また、県側からの立ち木問題に関する説明は「一切受けていない」とし、「一義的には静岡県と国交省が話して決めること」との認識を示した。